

○取消処分者講習に関する規程

(平成 2 年 8 月 21 日公安委員会規程第 4 号)

改正 平成 8 年 8 月 30 日公安委員会規程第 2 号 平成 12 年 3 月 21 日公安委員会規程第 5 号
平成 15 年 1 月 10 日 平成 18 年 3 月 7 日公安委員会規程第 3 号
平成 19 年 6 月 1 日公安委員会規程第 5 号 平成 25 年 3 月 29 日公安委員会規程第 4 号
平成 26 年 5 月 29 日公安委員会規程第 5 号 平成 29 年 3 月 8 日公安委員会規程第 6 号
令和 5 年 3 月 20 日公安委員会規程第 3 号 令和 5 年 8 月 25 日公安委員会規程第 10 号
令和 7 年 3 月 19 日公安委員会規程第 3 号

取消処分者講習に関する規程を次のように定める。

取消処分者講習に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 108 条の 2 第 1 項第 2 号及び道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。)第 38 条第 2 項に規定する取消処分者講習(以下「取消処分者講習」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(取消処分者講習の実施)

第 2 条 取消処分者講習は、岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)が行うものとする。ただし、岡山県公安委員会が法第 108 条の 4 第 1 項に規定する指定講習機関(以下「指定講習機関」という。)に行わせることとした場合は、この限りでない。

(講習対象者)

第 3 条 取消処分者講習は、法第 96 条の 3 第 1 項に規定する取消処分者等及び同条第 2 項に規定する準取消処分者等(以下「講習対象者」という。)を対象とする。ただし、当該講習対象者のうち、次のいずれかに該当する者については、飲酒運転を理由として運転免許の取消処分を受けた者等を対象とする取消処分者講習(以下「飲酒取消講習」という。)の対象とする。

(1) 運転免許の取消事由に係る累積点数の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成 25 年法律第 86 号)第 2 条から第 4 条までの罪でアルコールの影響によるもの(以下「飲酒運転」という。)の法令違反が含まれている者

(2) 無免許で飲酒運転の法令違反がある者

2 指定講習機関に行わせることができる取消処分者講習の対象者は、講習対象者のうち、指定講習機関における講習の適正かつ確実な実施に配意しつつ、本部長が定めるものとする。

(講習科目及び時間割)

第 4 条 取消処分者講習の講習科目及び時間割は、別表のとおりとする。

2 取消処分者講習の方法及び講習の実施に必要な事項は、本部長が別に定める。

(講習申請等)

第5条 本部長は、講習対象者から取消処分者講習の受講の申出があったときは、取消処分者講習受講申請書(様式第1号)の提出を受け、その者の講習日時及び場所を指定するものとする。

2 指定講習機関は、講習対象者から取消処分者講習の受講の申出があったときは、直ちに本部長に報告するものとする。

(講習終了証明書の交付及び再交付)

第6条 本部長又は指定講習機関は、取消処分者講習を終了した者に対して取消処分者講習終了証明書(様式第2号)を交付するものとする。

2 本部長又は指定講習機関は、取消処分者講習を終了した者が、前項の取消処分者講習終了証明書を亡失、滅失又は毀損し再交付を申し出た場合は、取消処分者講習終了証明書再交付申請書(様式第3号)の提出を受け、再交付するものとする。

(講習の拒否)

第7条 本部長は、取消処分者講習の受講を申し出た者でその者に講習を受けさせることが適当でないと認める相当の理由があるときは、その者に講習を受けさせないことができるものとする。

(指導監督)

第8条 本部長は、指定講習機関に対して取消処分者講習の実施に関して必要な指導監督を行うものとする。

(文書の保存)

第9条 文書の保存は、次の表のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
取消処分者講習受講申請書	運転免許課	5年
取消処分者講習終了証明書再交付申請書	運転免許課	1年

附 則

この規程は、平成2年9月1日から施行する。

附 則(平成8年8月30日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成8年9月1日から施行する。

附 則(平成12年3月21日公安委員会規程第5号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年1月10日)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 7 日公安委員会規程第 3 号)
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 1 日公安委員会規程第 5 号)
この規程は、平成 19 年 6 月 2 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日公安委員会規程第 4 号)
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 29 日公安委員会規程第 5 号)
この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 8 日公安委員会規程第 6 号)
この規程は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 20 日公安委員会規程第 3 号)
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 8 月 25 日公安委員会規程第 10 号)
この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 19 日公安委員会規程第 3 号)
この規程は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

取消処分者講習の講習科目及び時間割(四輪車用)

日	講習科目	時間
第 1 日	運転適性検査	60 分
	導入	60 分
	性格及び運転の概説	60 分
	運転適性診断結果による指導・助言	60 分
	運転技能診断	120 分
	ディスカッション指導	60 分
第 2 日	危険予測運転の解説	60 分
	道路又はコースでの運転技能診断	150 分
	安全運転実行のための指導・助言	90 分
	講習から得られるものは何か。	60 分
合計		780 分

取消処分者講習の講習科目及び時間割(二輪車用)

日	講習科目	時間
第 1 日	運転適性検査	60 分
	導入	60 分
	運転技能診断(1―1)	60 分
	性格及び運転の概説	60 分
	運転技能診断(1―2)	60 分
	運転適性・運転技能診断結果による指導・助言	60 分
	ディスカッション指導	60 分
第 2 日	運転技能診断(2)	150 分
	危険予測運転の解説	60 分
	安全運転実行のための指導・助言	90 分
	講習から得られるものは何か。	60 分
合計		780 分

飲酒取消講習の講習科目及び時間割(四輪車用)

日	講習科目	時間
第 1 日	呼気検査・運転適性検査	70 分
	導入	40 分
	性格及び運転の概説	60 分
	運転技能診断	90 分
	運転適性診断結果による指導・助言	60 分
	アルコールスクリーニングテスト	10 分
	ブリーフ・インターベンション①	90 分
第 2 日	呼気検査	10 分
	危険予測運転の解説	60 分
	道路又はコースでの運転技能診断	60 分
	安全運転実行のための指導・助言	60 分
	ブリーフ・インターベンション②	60 分
	ディスカッション指導	50 分
	講習から得られるものは何か	60 分
合計		780 分

飲酒取消講習の講習科目及び時間割(二輪車用)

日	講習科目	時間
第 1 日	呼気検査・運転適性検査	70 分
	導入	40 分
	性格及び運転の概説	60 分
	運転技能診断(1)	90 分
	運転適性・運転技能診断結果による指導・助言	60 分
	アルコールスクリーニングテスト	10 分
	ブリーフ・インターベンション①	90 分
第 2 日	呼気検査	10 分

	危険予測運転の解説	60 分
	運転技能診断(2)	60 分
	安全運転実行のための指導・助言	60 分
	ブリーフ・インターベンション②	60 分
	ディスカッション指導	50 分
	講習から得られるものは何か	60 分
	合計	780 分

様式第 1 号(第 5 条関係)

取消処分者講習受講申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

取消処分者講習終了証明書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

取消処分者講習終了証明書再交付申請書

[別紙参照]